

表彰等取扱規程

平成2年12月5日
本部訓令第34号

表彰等取扱規程を次のように定める

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、表彰、褒賞及び感謝状（以下「表彰等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(準拠)

第2条 表彰及び感謝状の取扱いについては、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号。以下「規則」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

(表彰等の種別)

第3条 表彰等の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 本部長表彰
- (2) 部長褒賞
- (3) 方面本部長褒賞
- (4) サイバーセンター長褒賞
- (5) 所属長褒賞
- (6) 本部長感謝状
- (7) 部長感謝状
- (8) 警察署長感謝状

第2章 表彰及び褒賞

(本部長表彰)

第4条 警察本部長（以下「本部長」という。）は、警察職員（以下「職員」という。）又は部署に対し、次に掲げる種類の表彰を行うものとする。

- (1) 警察功績章 30年以上警察に在職し、勤務成績が優秀で、特に顕著な功労があったと認められる職員が退職するときに授与するものをいう。
- (2) 賞詞 次のいずれかに該当し、多大の功労があったと認められる職員に対し、授与するものをいう。
 - ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査活動
 - イ 被疑者の逮捕
 - ウ 災害又は変事における警戒、防護又は救護活動
 - エ 警察運営上重要な発明、発見、改善又は研究活動
 - オ 永年にわたる職務の精励
 - カ 優秀な勤務成績又は研修・術科成績
 - キ 警察運営上重要な事務処理又は職務執行
 - ク その他職務の内外を問わず警察信頼を高揚し、社会の称賛を受けた善行

(3) 賞状 前号のいずれかに該当し、顕著な業績があったと認められる部署に対し、授与するものをいう。

(4) 賞誉 第2号のいずれかに該当し、功労があったと認められる職員又は業績が優秀であったと認められる部署に対し、授与するものをいう。

(本部長表彰の区分)

第5条 本部長表彰の区分は、定例表彰及び随時表彰とする。

(死亡者又は退職者に対する本部長表彰)

第6条 本部長は、表彰を受けるべき職員が表彰前に死亡し、又は退職したときはその日に

さかのぼって表彰を行うことができる。

(併賞)

第7条 本部長は、警察庁長官（以下「長官」という。）又は近畿管区警察局長（以下「管区局長」という。）の表彰に併せて、功労があった職員又は業績があった部署に対し、表彰を行うことができる。

2 部署に対する本部長表彰（以下「部署表彰」という。）を行った場合における職員に対する併賞については、別に定める。

(部長褒賞)

第8条 警察本部の各部長（以下「各部長」という。）は、賞誉に次ぐ功労があったと認められる職員又は業績があったと認められる部署に対し、その主管する業務について、褒賞を行うことができる。

2 各部長は、本部長表彰を受けた職員又は部署に対し、重ねて褒賞を行うことはできない。

(方面本部長褒賞)

第8条の2 神戸市警察部長及び方面本部長（以下「方面本部長等」という。）は、担当する方面の区域内において、功労があったと認められる職員又は業績があったと認められる部署に対し、褒賞を行うことができる。

2 方面本部長等は、本部長表彰、部長褒賞又はサイバーセンター長褒賞を受けた職員又は部署に対し、重ねて褒賞を行うことはできない。

(サイバーセンター長褒賞)

第8条の3 サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長（以下「サイバーセンター長」という。）は、主管する業務について、功労があったと認められる職員又は業績があったと認められる部署に対し、褒賞を行うことができる。

2 サイバーセンター長は、本部長表彰、部長褒賞又は方面本部長褒賞を受けた職員又は部署に対し、重ねて褒賞を行うことはできない。

(所属長褒賞)

第9条 所属長は、主管する業務又はその所属において処理した事案について、第4条第2号アからクまでのいずれかに該当する功労があったと認められる職員に対し、褒賞を行うことができる。

2 所属長は、褒賞を受けるべき職員が褒賞前に死亡し、又は退職したときは、その日にさかのぼって褒賞を行うことができる。

第3章 感謝状

(本部長感謝状)

第10条 本部長は、次の各号のいずれかに該当し、警察運営上功労があったと認められる部外の者（以下「部外者」という。）又は部外の団体（以下「部外団体」という。）に対し、定例又は随時に感謝状を贈ることができる。

- (1) 防犯活動
- (2) 交通安全活動
- (3) 犯罪の捜査活動
- (4) 被疑者の逮捕
- (5) 人命救助活動
- (6) その他警察又は職員に対する協力

(併賞)

第11条 本部長は、長官が行う警察協力章若しくは感謝状又は管区局長が行う感謝状（以下「協力章等」という。）に併せて、感謝状を贈ることができる。

(部長感謝状)

第12条 各部長は、本部長感謝状に次ぐ功労があると認められる部外者及び部外団体（以下「部外者等」という。）に対し、その主管する業務について、定例又は随時に感謝状を贈ることができる。

2 各部長は、本部長感謝状を受けた部外者等に対し、重ねて感謝状を贈ることはできない。

(警察署長感謝状)

第13条 警察署長は、第10条のいずれかに該当し、警察署の業務運営上功労があったと認められる部外者等に対し、定例又は随時に感謝状を贈ることができる。この場合には、別に定めるところにより、本部長に報告(警務部監察官室長(以下「監察官室長」という。)経由。以下同じ。)しなければならない。

(死亡者又は退職者に対する感謝状)

第14条 本部長、各部長及び警察署長は、感謝状を贈るべき部外者が死亡し、又は部外団体を退職したときは、その日にさかのぼって感謝状を贈ることができる。

第4章 表彰等の副賞

第15条 本部長、各部長及び警察署長は、表彰等を行うときは、別表第1に定める基準により、賞金その他の副賞を付与することができる。

第5章 具(上)申手続等

(本部長表彰及び本部長感謝状の具申)

第16条 所属長は、本部長表彰(部署表彰を除く。)又は本部長感謝状に該当する功労があると認めるときは、その都度、次の各号に掲げる様式により、速やかに本部長に具申(監察官室長経由)しなければならない。

- (1) 警察職員表彰具申書(様式第1号)
- (2) 退職時表彰具申書(様式第2号)
- (3) 感謝状(部外者)具申書(様式第3号)
- (4) 感謝状(部外団体)具申書(様式第4号)

2 各部長は、主管する業務について、部署表彰に該当する業績があると認めるときは、その都度、賞状(賞誉)具申書(様式第5号)により、速やかに本部長に具申(監察官室長経由)しなければならない。

(部長褒賞及び部長感謝状の具申)

第17条 所属長は、部長褒賞又は部長感謝状に該当する功労があると認めるときは、その都度、次の各号に掲げる様式により、その業務を主管する部長(以下「主管部長」という。)に具申しなければならない。

- (1) 部長褒賞(個人)具申書(様式第6号)
- (2) 部長褒賞(部署)具申書(様式第6号の2)
- (3) 部長感謝状(部外者)具申書(様式第7号)
- (4) 部長感謝状(部外団体)具申書(様式第8号)

2 前項に規定する具申を受けた主管部長は、部長褒賞又は部長感謝状を決定しようとするときは、警務部長と協議(監察官室長経由)しなければならない。

(方面本部長褒賞の具申)

第17条の2 所属長は、方面本部長褒賞に該当する功労があると認めるときは、その都度、次の各号に掲げる様式により、方面本部長等に具申(担当方面監察官経由)しなければならない。

- (1) 方面本部長褒賞(個人)具申書(様式第9号)
- (2) 方面本部長褒賞(部署)具申書(様式第9号の2)

2 前項に規定する具申を受けた方面本部長等は、方面本部長褒賞を決定しようとするときは、警務部長と協議(監察官室長経由)しなければならない。

(サイバーセンター長褒賞の具申)

第17条の3 所属長は、サイバーセンター長褒賞に該当する功労があると認めるときは、その都度、次の各号に掲げる様式により、サイバーセンター長に具申しなければならない。

- (1) サイバーセンター長褒賞(個人)具申書(様式第9号の3)
- (2) サイバーセンター長褒賞(部署)具申書(様式第9号の4)

2 前項に規定する具申を受けたサイバーセンター長は、サイバーセンター長褒賞を決定しようとするときは、警務部長と協議(監察官室長経由)しなければならない。

(長官等に対する表彰及び協力章等の上申)

第18条 本部長は、長官又は管区局長が行う表彰又は協力章等に該当する功労があると認めるときは、長官又は管区局長に上申するものとする。

2 前項に規定する上申は、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面（以下「表彰上申書」という。）をもってするものとする。

- (1) 表彰の種別
- (2) 功労又は業績の内容
- (3) 功労又は業績が部内外に与えた影響
- (4) 表彰を受ける者の履歴書並びに身上及び勤務成績に関する書類の写し（部署表彰及び協力章等上申の場合を除く。）
（所属職員以外の職員に対する褒賞の事前報告）

第18条の2 所属長は、所属職員以外の職員に褒賞を行おうとするときは、事前に監察官室長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。

- (1) 被授与者の所属、階級及び氏名
- (2) 被授与者の功労の種別及び内容
- (3) 前2号に掲げるもののほか、参考となる事項

第6章 表彰等の審査

第19条 本部長、主管部長、方面本部長等及びサイバーセンター長は、表彰等の要否及び種別を決定するに当たっては、別に定める審査基準に基づいて、功労又は業績を審査するものとする。

2 所属長は、職員の功労を審査するに当たっては、前項に準ずる審査基準を策定し、褒賞の要否を決定するものとする。

第7章 表彰等の記録

第20条 職員が受賞した表彰、褒賞及び部外者等からの表彰、感謝状等並びに本部長、各部長及び警察署長が部外者等に贈呈した感謝状は、別に定めるところにより記録するものとする。

第8章 賞じゅつ金付与具（上）申等

（賞じゅつ金付与具申等）

第21条 所属長は、規則第4条から第5条の2までに規定する賞じゅつ金付与の要件に該当すると認めるときは、殉職者賞じゅつ金付与具申書（様式第10号）又は障害者賞じゅつ金付与具申書（様式第11号）により、本部長に賞じゅつ金の付与具申（監察官室長経由）を行わなければならない。

2 所属長は、所属職員が警察職員の賞じゅつ金等の支給に関する条例（昭和43年兵庫県条例第34号）に規定する賞じゅつ金等の支給の要件に該当すると認めるときは、別に定めるところにより、本部長に、賞じゅつ金等の支給申請（警務部警務課長経由）を行わなければならない。

（賞じゅつ金付与上申）

第22条 本部長は、前条第1項に規定する賞じゅつ金の付与具申を受理したときは、長官に対する表彰の上申に併せて、賞じゅつ金の付与上申を行うものとする。

2 前項の規定による賞じゅつ金の付与上申は、次に掲げる事項を明らかにした書面（以下「賞じゅつ金付与上申書」という。）をもってするものとする。

- (1) 賞じゅつ金の種別
- (2) 功労の内容
- (3) 功労が部内外に与えた影響
- (4) 扶養家族の状況
- (5) 障害の程度（障害者賞じゅつ金の付与上申に限る。）
- (6) その他参考事項

3 前項に規定する賞じゅつ金付与上申書は、所属長の賞じゅつ金付与具申書に添え書きを

付してこれに代えることができる。

第9章 表彰等の取りやめ

第23条 本部長、各部長、方面本部長等、サイバーセンター長及び所属長（以下「本部長等」という。）は、第3条各号に掲げる表彰等を受けるべき職員若しくは部署又は部外者等について、表彰を行い、又は感謝状を贈ることが不相当であると認められる事態が生じたときは、これを行わないことができる。

第10章 雑則

（表彰状等の様式等）

第24条 表彰状等の様式、規格及び模様は、別表第2のとおりとする。

（表彰等決定の通知）

第25条 監察官室長は、本部長表彰又は本部長感謝状の決定があったときは、通知書（様式第12号）又は種類、事案名、副賞及び受賞者名が記載された文書により、受賞職員の所属長に通知するものとする。

2 警察本部の各部庶務担当課長は、部長褒賞又は部長感謝状の決定があったときは、通知書（様式第13号）により、具申した所属長に通知するものとする。

3 監察官は、方面本部長褒賞の決定があったときは、通知書（様式第14号）により、受賞職員の所属長に通知するものとする。

4 サイバー企画課長は、サイバーセンター長褒賞の決定があったときは、通知書（様式第15号）により、受賞職員の所属長に通知するものとする。

（部外表彰等の事前報告）

第26条 所属長は、所属又は所属職員が部外者等から表彰及び感謝状等を受けようとするときは、別に定めるところにより、事前に本部長に報告（監察官室長経由）しなければならない。

（各種大会等表彰の取扱い）

第27条 警察部内の各種大会、競技会、コンクール等における表彰等は、その都度、本部長が定めるところにより行うものとする。

2 本部長等は、部外者等との連名による表彰等を行うときは、別に定めるところにより行うものとする。

（細目的事項）

第28条 この規程の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

2 兵庫県警察表彰取扱規程（昭和35年兵庫県警察本部訓令第25号）は、廃止する。

3 表彰等取扱規程の一部を改正する訓令（平成22年兵庫県警察本部訓令第3号。以下「改正訓令」という。）の施行の日（以下「基準日」という。）の前に、改正訓令による改正前の表彰等取扱規程、前項の規定による廃止前の兵庫県警察表彰取扱規程その他関係規程に基づき行った本部長表彰のうち、本部長がその功労を勘案し、特に指定するものについては、基準日以後に、その指定する副賞を付与することができる。

附 則（平成5年4月1日本部訓令第8号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年12月1日本部訓令第22号）

この訓令は、平成8年12月1日から施行する。

附 則（平成12年6月14日本部訓令第3号）

この訓令は、平成12年6月14日から施行する。

附 則（平成13年3月16日本部訓令第6号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年4月1日本部訓令第10号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。
附 則（平成16年12月22日本部訓令第19号）
この訓令は、平成16年12月22日から施行する。
附 則（平成22年3月4日本部訓令第3号）
この訓令は、平成22年3月8日から施行する。
附 則（平成27年1月7日本部訓令第1号）
この訓令は、平成27年1月7日から施行する。
附 則（平成31年2月25日本部訓令第15号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。
附 則（令和2年3月9日本部訓令第3号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
附 則（令和3年3月31日本部訓令第16号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
附 則（令和5年3月15日本部訓令第12号）
この訓令は、令和5年3月24日から施行する。